平成２８年（フ）第３１８号
堺市南区泉田中992番地１
債務者　吉田　豊子
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
松江市雑賀町517番地２
債務者　余村　輝子
１　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８１号
高知県香南市香我美町徳王子1741番地１
債務者　椿　　竜馬
１　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９８号
高知市菜園場町４番６号　山本ビル402号
債務者　前田シヅ子
１　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２号
北海道岩見沢市11条西５丁目８番地
債務者　土屋　　隆
１　決定年月日時　平成28年５月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第８９号
盛岡市永井21地割１番地16　佐々木荘
債務者　武藏　秋夫
１　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１４号
宮城県角田市角田字泉町116番地ベルドミール花みず木203号室
債務者　大友　隆浩
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１８号
宮城県柴田郡川崎町大字川内字天神前２番地１
債務者　大久　京子
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第２２号
山形県鶴岡市朝暘町６番５―204号　県営アパート
債務者　片倉　仁美
１　決定年月日時　平成28年５月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第３０号
福島県耶麻郡西会津町新郷大字笹川字平明下2651番地、前住所福島県須賀川市岡東町177番地　ソレイユマンション107号
債務者　仲川　徳清
１　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
群馬県太田市亀岡町２番地１
債務者　常木　　聡
１　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５８号
群馬県太田市亀岡町２番地１
債務者　常木　　隆
１　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第６１号
群馬県太田市東長岡町1740番地13　ドムス東長岡Ｂ―201号
債務者　石垣　秀樹
１　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第７６号
静岡県富士市厚原179番地の１ハートフルホーム厚原
債務者　渡辺　　弘
１　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１１６号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字砂ノ口21番地18
債務者　小椋　節子
１　決定年月日時　平成28年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第８５号
奈良市中山町1594番地の１
債務者　町田　智子
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１５号
奈良市三条本町１番93―307号
債務者　乾　しのぶ（旧姓辻野）
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
奈良地方裁判所